

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 ： 人見取水堰監視制御設備更新工事

工事箇所 ： 君津市人見地先外

千葉県企業局君津工業用水道事務所

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 対象機器を含めた電気設備は営業運転中であるため、実施工程作成には監督職員と調整協議のうえ決定すること。 2. 各取水堰のゲート操作盤切替工事は非出水期に実施すること。
用 地 関 係	1. 資材置き場として浄水場用地を使用することは可能である。使用場所については発注者と協議のうえ、通行等に支障のない場所にすること。なお、返還時には原形復旧すること。
公 害 対 策 関 係	1. 作業時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。 2. 隣接地に民家があるため、振動及び騒音には十分注意すること。
安 全 対 策 関 係	1. 労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、安全かつ適正に工事を行うこと。 2. 場内での工事車両の通行速度は時速10km以下とし、人や施設(設備)等に損傷を与えないよう安全走行をすること。 3. 電気設備については原則停電作業とし、充電部に触れないよう十分注意して作業すること。
工事用道路関係	1. 特になし
仮 設 設 備 関 係	1. 取水堰設備コントローラ盤切替期間中も河川流量を演算できるよう、仮設設備を使用すること。
建 設 副 産 物 関 係	1. 建設副産物の処理に関する特記仕様書及び関係法令を遵守すること。 2. 建設発生土は、現場内盛土とし、詳細は監督職員と協議すること。
工事支障物件関係	1. 特になし
排水工(濁水処理を含む。)関係	1. 特になし
薬 液 注 入 関 係	1. 特になし
そ の 他	1. 土・日・祝祭日等の休日作業及び時間外作業については、原則として行わないが、工程上必要が生じた場合は、事前に協議したうえで決定する。 2. 協議事項・作業内容等の確認については、別途指定する「工事打合簿」を打合せの都度2部作成し、発注者・受注者で各1部保管すること。 3. 人見浄水場内に連絡会議等が設けられたときは、参加すること。